

資料 2

2026 年度業務品質評価基準およびガイドラインの見直し（案）について

1. 趣旨

- 2023 年度より、評価基準に達成条件および証跡資料例などを記載した業務品質評価基準ガイドライン（以下、ガイドライン）を策定し、調査受審の際の代理店向け手引書として当会ホームページにて公表しています。
- 第 23 回検討 WG にてお示した業務品質評価基準の見直し（案）のうち、「従業員管理（再委託禁止の遵守）」（新設・No.174-1 他）ならびに「社会保険の潜脱行為がない旨を全件確認」（改定・No.157）の 2 設問について、その後の検討 WG 委員や外部弁護士からのご意見を踏まえた新たな修正案をお示します。
- なお、2025 年 12 月 17 日公表の監督指針改正（案）、保険業法施行規則改正（案）に基づく業務品質評価基準等の見直し（比較推奨販売他）は、当該監督指針改正（案）に係るパブリックコメント結果や、今後の検討 WG におけるご議論を経たうえで適時適切に検討してまいります。

2. ガイドラインの見直し（一部修正）（案）について

- 「従業員管理（再委託禁止の遵守）」（新設）ならびに「社会保険の潜脱行為がない旨を全件確認」（No. 157・改定）の修正案の主な内容は以下のとおりとなります。
 詳細は別紙 2、別紙 3 をご確認ください。

別紙 2・・・評価基準

別紙 3・・・2026 年度版「業務品質評価基準ガイドライン」（案）

【従業員管理（再委託禁止の遵守）」（新設）】

設問 No.	設問	達成条件のポイント
新 No. 174-1 ～ 174-3 （基本）	再委託の禁止を遵守し、いわゆる委託型 保険募集人の潜脱を行わないことを徹底 している <No.174-1> <input type="checkbox"/> 保険募集人に対する教育・管理・指 導、指揮監督・命令が適切に機能して いる <No.174-2> <input type="checkbox"/> 雇用者（代理店）が負担すべき社会 保険料その他の公租公課について、被 用者の報酬等から控除していない、別 途精算等により被用者負担にしてい ない	・保険募集人に対する教育・管理・指導、 指揮監督・命令が適切に機能していることを 確認できること。 ・代理店負担の社会保険料等を名目の如何 に関わらず実質的に保険募集人が負担して いないことが確認できること。 ・直近 3 年間の給与・報酬等の支払いについ て、社会保険の潜脱行為を行っていないこと

	<p><No.174-3> <input type="checkbox"/> 役職員の取扱い契約にかかる代理店手数料の一部または全部を、当該役職員と関連がある別法人等に支払っていない</p>	<p>を、保険募集人の社会保険を所管する部署の部門長または経営陣が確認している旨を詳細説明欄にて申告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員の取扱い契約にかかる代理店手数料の一部または全部を、当該役職員と関連がある別法人等に支払っていないこと。 ・直近 3 年間の給与・報酬等の支払いについて、当該役職員の取扱い契約にかかる代理店手数料の一部または全部を、当該役職員と関連がある別法人等に支払っている事例を発見していないことを、保険募集人の代理店手数料を所管する部署の部門長または経営陣が確認している旨を詳細説明欄にて申告すること。
<p>新No.174-4-1、174-4-2 (基本)</p>	<p><No.174-4-1> <input type="checkbox"/> 代理店が他社（代理店か否かを問わない）の使用人（元使用人の場合を含む）を形式的に「雇用」等をした上で、当該他社を代理店での業務に関与させ、実質的には当該使用人による保険募集の対価として、当該他社に対して業務委託費等の名目で報酬等を支払う等、再委託の禁止を潜脱する行為を行っていない</p> <p><No.174-4-2> <input type="checkbox"/> 代理店が出向元・派遣元（代理店か否かを問わない）から出向・派遣を受け入れている場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該出向元・派遣元と出向者・派遣社員との間に雇用契約が締結されていることを確認している ・出向分担金・派遣費用以外の金額その他の報酬等を支払っていない（支払っている場合は、当該金額その他の報酬等は形式的にも実質的にも保険募集や保険募集人に対する教育・管理・指導に関する対価ではないと判断されるものとなっている） ・出向元・派遣元が出向者・派遣社員に対して給料を支払っている場合は、代理店は出向元・派遣元が適切に社会保険に加入して社会保険料を支払っていることを確認している 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理店が他社の使用人を形式的に「雇用」等をした上で、当該他社を代理店での業務に関与させ、実質的には当該使用人による保険募集の対価として、当該他社に対して業務委託費等の名目で報酬等を支払う等、再委託の禁止を潜脱する行為を行っていないこと等。 ・出向元・派遣元と出向者・派遣社員との間に雇用契約が締結されていることが確認できること。 ・代理店が出向元・派遣元から出向・派遣を受けた上で、出向元・派遣元に対して、出向分担金・派遣費用以外の金額その他の報酬等を支払っていないことを確認できること等。

【社会保険の潜脱行為がない旨を全件確認（改定）】

設問 No.	設問	達成条件見直しのポイント
新 No. 157 （基本）	社会保険の潜脱行為がない旨を全件確認している（採用直後から社会保険に漏れなく加入しているか、給与支払が 4～6 月のみ意図的に低位でないか、意図的に社会保険対象外の期間を設けていないか、別法人等を利用し社会保険料負担の圧縮・節減などを行っていないか、短時間勤務者（顧問、アドバイザー、嘱託、パート等役職・雇用形態の名称問わず）においても適切に把握しているか） ※ <u>社会保険料負担（健康保険および厚生年金）の潜脱行為の禁止：法令のミニマム要件を充たせば良いということではなく、市民個人として、また企業市民として適正な社会保険料負担が求められるとの観点で、すべての従業員について収入・所得に見合った適正な標準報酬月額・標準賞与額に応じた社会保険料負担額を、労使双方がそれぞれ適切に納めていることを問うもの。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の全てについてどのような取組みをしているかを確認し、社会保険の潜脱行為が発生しない態勢が確認できること。 ・採用直後から社会保険に加入していること。 ・給与支払が 4～6 月のみ意図的に低位でないこと。 ・意図的に社会保険対象外の期間を設けていないこと。 ・すべての従業員について収入・所得に見合った<u>適正な標準報酬月額・標準賞与額に応じた社会保険料負担額を、労使双方がそれぞれ適切に納めていること等。</u> 目次 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>直近 3 年間の給与・報酬等の支払いについて、社会保険の潜脱行為を発見していないことを、保険募集人の社会保険を所管する部署の部門長または経営陣が確認している旨を詳細説明欄にて申告すること。</u>

以上